

下記に掲載されている内容で解決しない場合は、EDI事務局(koubai_edi@snk.co.jp)までご連絡ください。

問い合わせによっては、具体的な内容や状況を把握する必要がございますので、出来るだけ「SNK-EDI お問い合わせフォーム」をご利用頂けますようお願い致します。

共通事項: Google ChromeとMicrosoft Edgeでの二重ログイン、タブを2つ以上開いての操作はエラーとなります

重要ポイント: SNE-EDI利用の際は、1つのブラウザ-Google Chromeにてログインし、1つのタブで操作することを必須としてください。

No.	INDEX	キーワード	Q	A
1	利用手続き	手続きの流れについて	SNK-EDI利用手続きの流れについて。	当社ホームページの『技術とサービス』内の『電子購買システム(SNK-EDI)』のサイトがございます。 こちらに掲載している『申請の流れ(フロー図)』をご確認ください。
2	利用手続き	CI-NET申込について	CI-NETへ加入する方法を教えてください。	CI-NET(一般財団法人建設業振興基金)のHPからお申込み下さい。
3	利用手続き	CI-NET申込について	CI-NETへ新規申込みする場合、電子証明書も併せて申請した方が良いですか。	電子証明書の申請もお願い致します。
4	利用手続き	CI-NET申込書について	CI-NET申込書の『EDI用E-mail』の欄は、どのように記入すれば良いですか。	『koubai@snk.co.jp』と記入してください。
5	利用手続き	CI-NET申込書について	CI-NET申込書の『利用サービス』の欄は、どのように記入すれば良いですか。	その他を選択し、カッコ内に『新日本空調』と記入してください。
6	利用手続き	既にCI-NETに加入している	CI-NET自体には登録しており企業識別コードは持っているのですが、電子証明書は登録しておりません。電子証明書のみとなりますが、新規に申し込みを行う必要がありますか。	電子証明書は新規に申請する必要があります。 申請先は、CI-NET(建設業振興基金)となります。
7	利用手続き	既にCI-NETに加入している	CI-NETの企業識別コードと電子証明書は既に取得しています。SNK-EDI専用にならぬ電子証明書を取得する必要がありますか。	必要ありません。 取得済みの企業識別コードと電子証明書を併用可能です。
8	利用手続き	CI-NET以外の企業識別コードについて	CI-NET(一般財団法人建設業振興基金)以外の発番機関で標準(統一)企業コードを取得しておりますが使用可能ですか。	標準(統一)企業コードであれば問題ありません。 発番機関については、一般財団法人建設業振興基金のHPに掲載の『企業識別コード登録企業一覧』をご参照下さい。
9	利用手続き	SNK-EDI利用申込について	CI-NETの加入と企業識別コードの確認はしましたが、電子証明書情報は提出せずに、そのまま『SNK-EDI 利用申込書』に進んで良いですか。	電子証明書の取得が済んでいない場合は、取得をしてから申込をお願いします。 取得が完了しましたら『SNK-EDI利用申込書』をEDI事務局宛にメール(koubai_edi@snk.co.jp)でご送信ください。 (申込書が必要な場合は同アドレスにご請求ください。)
10	利用手続き	SNK-EDI利用申込について	CI-NETの加入手続きが終わりました。 ID/パスワード等々の書面が届きましたので申請をしたいのですが。	当社ホームページの『技術とサービス』内の『電子購買システム(SNK-EDI)』のサイトがございます。 こちらに掲載している『SNK-EDI利用申込書』をダウンロードしEDI事務局宛にメールで申請をお願い致します。
11	利用手続き	SNK-EDI利用申込書について	『SNK-EDI 利用申込書』をEDI事務局宛にメールで提出する際、データ形式はPDFでよろしいですか。 その際、申込書には押印欄は見当たらないのですが、社印や担当者の押印は必要ですか。	『SNK-EDI利用申込書』の送付は、ExcelデータまたはPDFデータのどちらでも構いません。 後に弊社より配信予定の『運用条件確認書』につきましては、Excelデータでの返信をお願いいたします。 また、データ送信の際に社印等の押印は不要です。
12	利用手続き	SNK-EDI利用申込書について	利用申込書において、企業識別コードには枝番までの記入が必要ですか。	枝番を含めた12桁の番号を記入してください。
13	利用手続き	SNK-EDI利用申込書について	取引先コードがわからないので教えてください。	取引先コードは当社との取引の際、会社登録票をご提出頂き取得した番号になります。 (アルファベットまで含んだ8桁です) 社内確認頂くか、ご不明な場合はEDI事務局までご確認ください。
14	利用手続き	SNK-EDI利用申込書について	取引先コード=入金先ということですか。	ご提出済みの会社登録票に記載された口座が入金先となります。
15	利用手続き	事務手続担当者としてシステム利用責任者	運用条件確認書の事務手続担当者及びシステム利用責任者とは、誰を指しますか。	事務手続担当者は、契約手続きを担当される方をご記入ください。 システム利用責任者は、SNK-EDIを主に利用する方、または運用後の連絡・調整を担当される方を想定して設けております。 システム利用責任者の記載がない場合は、すべて『事務手続担当者』様にご連絡させて頂きます。
16	利用手続き	事務手続担当者としてシステム利用責任者	運用条件確認書について、取引先コードがそれぞれある支店・営業所の事務手続担当者は、支店・営業所の担当とした方が良いでしょうか。	取引先コードが異なる支店・営業所の事務手続担当者は、各支店・営業所に所属の担当者を記載してください。
17	利用手続き	事務手続担当者としてシステム利用責任者	事務手続担当者、システム利用責任者の氏名変更がある場合、手続きはありますか。	『事務手続担当者』及び『システム利用責任者』のご変更は、当事務局から返信済の『運用条件確認書』(Excelデータ)を修正して、EDI事務局宛にメールで送信ください。 なお、EDIシステム上では、【設定】⇒【ユーザメンテナンス】メニューより、ユーザの変更や追加が可能です。 『操作マニュアル(取引先編)6-5.ユーザメンテナンス』を参照願います。
18	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(利用IDについて)	支店・営業所・部署ごとに利用ID(企業ID)を発行して頂くことは可能でしょうか。 不可の場合、部署ごとの取引先コード取得を検討しています。 手続きに必要な書類がありますか。	利用ID(企業ID)は、取引先コード毎に発行が可能です。 (一つの取引先コードで複数の利用ID(企業ID)発行は出来ません。) ただし、一つの利用ID(企業ID)で任意にユーザーIDの追加が可能です。 部署ごとに取引先コードを取得する場合は、「会社登録票」をご提出ください。 会社登録票は所定の用紙がありますので、当社の各支店または事業部もしくはEDI事務局までお問い合わせください。
19	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(SNK-EDI利用申込書)	取引がある支店はそれぞれ『SNK-EDI 利用申込書』を提出した方がよいですか。	『SNK-EDI 利用申込書』は、会社で1通申請して頂ければ問題ありません。
20	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(データ交換協定書)	データ交換協定書は支店ごとの提出が必要ですか。	支店ごとの提出は不要です。 データ交換協定書により、貴本社との契約になります。
21	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(企業識別コードと電子証明書)	CI-NETの加入の段階で企業識別コードと電子証明書の取得は、一社一通の登録でいいのですか。	企業識別コードと電子証明書の取得は、一社一通で問題ありません。
22	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(運用条件確認書)	運用条件確認書は支店・営業所ごとの提出と理解しておりますが、誤りがないでしょうか。	支店・営業所ごとの提出のご理解で間違いありません。
23	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(企業識別コード)	CI-NETの企業識別コードを支店・営業所ごとに枝番で管理していますが、運用条件確認書に記入する企業識別コードは、支店・営業所ごとに異なる枝番として問題ないですか。	CI-NETの加入確認の為に記入をお願いしておりますので、問題ありません。
24	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(企業識別コード)	企業識別コードは同じ会社内であれば支店や部署が違っても、同一のコードで問題ないですか。	企業識別コード(12桁)の構造は、上6桁が統一企業コード(1企業に対して1つに限定)、下6桁が部門コード(枝番、企業自身の自主管理)となっています。 支店や部署が違う場合でも、同一コード(12桁が同じ番号)でも問題ありません。
25	利用手続き	データ交換協定書について	データ交換協定書・運用マニュアルの日付はいつにすればよいですか。	貴社で記名・押印された日付を記入してください。

